

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建設局公園緑地部公園管理課】 3
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】 4

### ◇ 告 示

- 個人情報ファイルの届出【文書館】 7
- 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 8
- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境局環境監視部環境監視課】 9
- 徴収事務の委託（3件）【環境局環境社会推進部施設課】 10
- 平成30年度地籍調査事業計画の一部変更【建設局用地部用地管理課】 13
- 平成31年2月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部財産活用推進課】 14

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 帆柱公園駐車施設の山麓駅前広場駐車場及びバス駐車場の供用時間、入庫時間及び出庫時間を次のとおり定めることにしました。

(1) 供用時間 午前0時から午後12時まで

(2) 入庫時間及び出庫時間

ア 日曜日、土曜日及び休日

午前9時30分から午後10時10分まで

イ その他の日

午前9時30分から午後6時10分まで

2 帆柱公園駐車施設の使用料を次のとおり定めることにしました。

大型自動車	1台1回(1日以内)	1,000円
中型自動車		

この規則は、平成31年3月18日から施行することにしました。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第3号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第39号）付則ただし書に規定する規定のうち別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定（帆柱公園駐車施設の大型自動車中型自動車の項に係る部分に限る。）の施行期日は、平成31年3月18日とする。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第4号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「供用時間及び休業日」を「供用時間等」に改め、同条中「有料施設」の次に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 勝山公園駐車施設、三萩野公園駐車施設及び帆柱公園駐車施設の供用時間、入庫時間及び出庫時間は、別表第1の2のとおりとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する有料施設について、臨時に休業日を指定することができる。

第3条の2中「別表第1の2」を「別表第1の3」に改める。

別表第1中「有料施設の供用時間及び休業日」を削り、

「

白野江植物公園 駐車施設 到津の森公園駐 車施設 山田緑地駐車施 設 響灘緑地駐車施 設	午前9時から 午後5時まで	
勝山公園駐車施 設 三萩野公園駐車 施設	午前0時から 午後12時ま で	
帆柱公 園駐車 施設	立体駐 車場	

を

」

白野江植物公園 駐車施設 到津の森公園駐 車施設 山田緑地駐車施 設 響灘緑地駐車施 設	午前 9 時から 午後 5 時まで		に
---	----------------------	--	---

改め、同表の備考の欄第 3 項から第 6 項までを削る。

別表第 1 の 2 の帆柱公園駐車施設の項中

普通自動車	1 台 1 回 ( 2 時間以内)	1 0 0 円	使用を開始した日の翌日 以後に出庫する場合は、 同日から起算して 1 日又 はその端数ごとに 3 0 0 円を加算する。	を
-------	----------------------	---------	--	---

大型自動車 中型自動車	1 台 1 回 ( 1 日以内)	1 , 0 0 0 円		
普通自動車	1 台 1 回 ( 2 時間以内)	1 0 0 円	使用を開始した日の翌日 以後に出庫する場合は、 同日から起算して 1 日又 はその端数ごとに 3 0 0 円を加算する。	に

改め、同表を別表第 1 の 3 とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 の 2 (第 1 条関係)

区分	供用時間	入庫時間	出庫時間	備考
勝山公園駐車 施設	午前 0 時 から午後	午前 7 時から 午後 1 0 時ま	午前 0 時から 午後 1 2 時ま	1 休日とは、 国民の祝日に

		12時まで	で	で	に関する法律に規定する休日 をいう。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間、入庫時間又は出庫時間を変更することができる。
三萩野公園駐 車施設		午前0時から午後12時まで	午前5時から午後10時まで	午前0時から午後12時まで	
帆柱公園駐 車施設	山麓駅前広場 駐車場 バス駐 車場	午前0時から午後12時まで	(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後10時10分まで (2) その他の日 午前9時30分から午後6時10分まで	(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後10時10分まで (2) その他の日 午前9時30分から午後6時10分まで	
	立体駐 車場	午前0時から午後12時まで	午前5時から午後10時30分まで	午前0時から午後12時まで	

付 則

この規則は、平成31年3月18日から施行する。

北九州市告示第51号

北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）第14条第1項の規定により届出を受けた個人情報ファイルについて、同条例第15条第1項及び北九州市個人情報保護条例施行規則（平成17年北九州市規則第43号）第5条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月20日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市告示第 5 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
エニック株式会社	京都市山科区勸修寺東 出町 2 8 番地	平成 3 1 年 2 月 1 3 日 から同年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第53号

特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（平成30年北九州市告示第277号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により当該区域の一部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定の一部を解除する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成31年2月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定の一部を解除する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字藤田2293番5、2293番8、2303番1、2303番6、2303番7、2303番8、2307番4、2307番10、2419番1及び2444番3並びに黒崎城石2312番3の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の実施

北九州市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市新門司工場におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年2月20日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社シンシアテクノス	福岡市中央区高砂二丁目11番11号	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

北九州市告示第 55 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市日明工場におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した

。

平成 31 年 2 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社シンシアテクノス	福岡市中央区高砂二丁目 11 番 11 号	平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市皇后崎工場におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年2月20日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社シンシアテクノス	福岡市中央区高砂二丁目11番11号	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

北九州市告示第57号

福岡県において、平成30年度地籍調査事業計画の一部が変更されたので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 変更後の平成30年度地籍調査事業計画が定められた年月日  
平成31年1月25日
- 2 調査を実施する者の名称  
北九州市
- 3 平成30年度地籍調査事業計画の変更

		調査地域	調査期間
旧	小倉南区	沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東五丁目、大字沼、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、葛原高松一丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目及び葛原本町六丁目の各一部	平成30年5月25日から平成31年3月31日まで
	八幡西区	大字本城、本城一丁目及び本城二丁目の各一部並びに御開二丁目及び御開三丁目	
新	小倉南区	沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東五丁目、大字沼、葛原高松一丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目及び葛原本町六丁目の各一部	平成30年5月25日から平成31年3月31日まで
	八幡西区	大字本城、本城一丁目及び本城二丁目の各一部	

北九州市告示第 58 号

平成 31 年 2 月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。

平成 31 年 2 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 期日 平成 31 年 2 月 28 日

2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町 2 1 番 1 号）